

R5.9.15 議会デジタル化検討小委員会

西森(雅)副委員長
西内健委員長の議員辞職に伴い、委員長が互選されるまでの間、委員会条例第9条第1項の規定の準用により、私が委員長の職務を行わせていただきますので、よろしくお願いたします。
ただいまから、議会デジタル化検討小委員会を開会いたします。
協議事項に入る前に、8月24日の議会運営委員会です承されております、土居央議員が9月1日付で、新たに議会デジタル化検討小委員会委員として選任されました。
土居委員には、委員席が指定されるまでの間、仮席にお座りいただいております。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、ご協力願います。

1. 委員長の互選について

西森(雅)副委員長
これより、委員長の互選を行います。互選の方法は、いかがいたしましょうか。
(「指名推選」との発言あり)

西森(雅)副委員長
「指名にせよ」という発言がありますので、互選の方法は、指名推選によることといたします。
お諮りいたします。指名の方法については、副委員長である私が指名することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
(異議なし)

西森(雅)副委員長
御異議ないものと認めます。よって、私が指名することといたします。委員長に土居央委員を指名いたします。
お諮りいたします。ただいま指名いたしました土居央委員を委員長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。
(異議なし)

西森(雅)副委員長
御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました土居央委員が、委員長に当選されました。ただいま委員長に当選されました土居央委員に本席から告知をいたします。
ここで、委員長から就任の御挨拶があります。

土居委員長
一言御挨拶をさせていただきます。先ほど西森副委員長から御指名いただきまして、皆様に御承認いただきました土居央でございます。西内前委員長を引き継ぎまして委員長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。
さて、昨年度決定いたしました議会デジタル化基本方針では、議会のデジタル化の目的として危機に強い議会の実現、県民とのコミュニケーションの強化、業務の効率化、迅速化及び政策立案能力の向上を掲げております。こうした目的を達成するため、オンライン会議やペーパーレス化といった、基本方針に掲げる取組を着実に進めていく必要がございます。

この小委員会では、その取組を実現するルールやスケジュールの策定といった早期に検討すべき事項に取り組んでおります。8月にはタブレット端末の研修があり、12月議会からはペーパーレス会議の試行が始まると聞いております。

委員の皆様には、議会のデジタル化に今後一層取り組むため、委員会の運営について御協力をいただきますよう、何とぞよろしくお願ひ申し上げまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で、委員長との互選を終わります。御協力ありがとうございました。

西森(雅)副委員長

2. 管理要領案について

土居委員長

次に、管理要領案についてであります。

このことにつきましては、前回の小委員会で持ち帰って御検討いただき、会派としての御意見を集約していただくようお願いしておりましたが、御意見をお聞きする前に、事務局から政務調査活動にタブレット端末を使用する場合の費用負担の考え方について補足があるとのことですので説明をさせます。

吉岡議事課長

それでは御説明をさせていただきます。はじめにこれまで御議論いただいております政務活動にタブレットを使用した場合の費用負担の在り方の考え方について確認していただくため、整理し資料としてまとめましたので御説明をさせていただきます。

資料1の大きな表を御覧ください。議員の皆様活動を分類しますと、県議の活動と政治家としての活動やプライベートの活動など、その他活動に分かれると考えられます。そして、県議の活動としては、公務と政務活動に分かれます。公務とは本会議の活動や委員会の活動、議員派遣なども含まれます。そして、政務活動は議案等の調査研究や、関係団体との意見交換、住民との意見交換、住民への広報その他政務に関する活動など、これらが政務活動マニュアルで規定されている政務活動でございます。そして、県議としての活動に資するために、公務に対しては下の矢印①のとおり、手当や旅費といった形で、政務活動に対しては矢印②のとおり政務活動費として公費をお出ししているところでございます。

次に、今回の公用タブレットの使用範囲でございますが、今回のタブレットはオンライン会議やペーパーレス会議に使用するために準備したものでございます。これらに使用される範囲が公務での使用と考えられ、表中のAの部分でございます。しかし、それだけではもったいなく、より有効活用していただきたく政務活動にも是非、御利用いただきたいと考えたところでございます。ここがBの部分でございます。

公用で準備したものでございますので、A B以外の部分であるプライベートなどでの使用は駄目であるということはまず御理解いただきたいと思っております。

次に、そのタブレットを使用した場合の通信費部分の負担についてでございますが、Aの部分は公務でありますので、①の矢印のとおり、通信費として公費で負担すべきと考えますが、Bの部分は政務活動であり、制度からいえば②の矢印のとおり、政務活動費で負担すべきではないか。そしてAとBの使用割合を算出すること

は不可能であるため、2分の1で折半するのが妥当ではないかということから導き出されたものでございます。一部負担を行わず、全て公費とすることになりますと、下の③の矢印のとおり、通信費からBに向かう新たな矢印をつくるということとなります。通信費であろうが、政務活動費であろうが県の公費であることは間違いなく、単に費目の違いだけではございますが、もしこうしますと、現在、個人は月14万円などと定めている政務活動費の枠を広げるのではないかといった疑念を持たれる懸念がございます。

以上が一部負担の考え方についての説明でございます。

土居委員長

それでは、ただいまの補足説明について、御質問等ありましたらお願いします。

(なし)

土居委員長

それでは費用負担の件につきましては、前回の委員会で決定いただいたとおりで御了承願います。

大石委員

整理いただいてあれですけども、うちとはとにかくその政務活動を充てるというのは、最後まで反対です。基本的に議案の調査研究、関係団体と意見交換、住民との意見交換、政務活動とは理解しますが、例えばタブレットは貸与されてるわけですよ。それと同じで我々議会棟の例えば控室とか応接、これもある種、県から借りて使用してるわけですよ。その理屈で言うと、控室で住民と意見交換したり、勉強会するときには維持管理費を政務活動費から我々が払わないといけないということになりませんか、どう違うんですか。

吉岡議事課長

そういうケースはあるかと考えますが、これを具体的に費用負担をどう割合を考えるかということが非常に困難であり、多分割合的にも非常に少なくなると考えられるため、取ることは実現性が薄いと考えております。

大石委員

そういうことなんですよ。だから、この間も言ったとおり購入は県でしている、所有も県でしてるわけですから、維持管理費も含めて、我々がその分だけ政務活動費で払うというのは理屈に合わないというふうに改めて思います。

土居委員長

御意見でいいですか。前回の委員会で決定ということをお聞きしておりますが、構いませんでしょうか。

大石委員

はい。

土居委員長

再び、前回の委員会で決定していただいたとおりで、皆様御了承お願いいたします。

次に、前回の小委員会で決定した内容を、管理要領案に反映しているとのことですので、事務局に説明をさせます。

R5.9.15 議会デジタル化検討小委員会

吉岡議事課長

それでは、タブレットを議場外で政務活動に使用する場合の通信費一部負担と、議会棟内のWi-Fiへの私物端末の接続禁止、タブレットのフリーWi-Fiへの接続禁止の3点につきまして、管理要領案に加えさせていただいておりますので御説明させていただきます。

資料3ページを御覧ください。アンダーラインを引いている箇所が加えた部分でございます。まず、第5条の政務活動の使用に係る負担に関する規定についてです。第5条第6項で、貸与したタブレットを政務活動で使用できることを規定し、第7項で、政務活動で使用する場合は通信費の2分の1を前納することとしております。そして第8項で、議員を辞めたときなど使用をやめた場合は、前納した費用のうち未使用期間分については返還することとしております。この取扱いにつきましては執行部と規則などを協議確認しながら規定しておりますので御理解をお願いいたします。

次に4ページ、第9条の禁止事項です。第1項第5号で、議会ネットワークのWi-Fi、議事堂内のWi-Fiとなりますがこれの私物端末の接続の禁止、第6号に、議会ネットワークのWi-Fi、議会棟内のWi-Fiと自宅に設置したWi-Fi以外への接続の禁止、つまりフリーWi-Fiへの接続の禁止を追加しております。

土居委員長

それでは、この件につきまして、各会派において集約いただきました管理要領案への御意見を順次いただきたいと思うんですが。

大石委員

1点確認ですけれども、公務で海外に行く場合ありますよね。議員派遣とかでもそうですけど、その場合Wi-Fiもつなげない、自らの電波も基本的には、これは申込みいただけるかどうか分かりませんが、そういうときの対応はどうなりますか。

吉岡議事課長

業者等に確認をいたしました。海外の場合はこの契約外になってしまうので、申し訳ございませんが公用タブレットを海外には持ち込まないようにお願いしたいと思っております。

大石委員

それは別にいいんです。だったらそれ、要領案に書かないといけないんじゃないですか。

吉岡議事課長

海外は持ち込めないということを管理要領案にうたいたいと思います。これが発覚したのが最近で申し訳ございません、間に合いませんでした。

西森(雅)副委員長

私も大石委員と同じ思いを持ってました。先日、常任委員会で台湾に行ったところ、そのときに、ここで端末持ってきてたらどうなるんだろうっていうのが委員の中で議論になったところでありまして。今回聞こうと思ってたら大石委員が聞いていただいたんでよく分かったところでありまして。そのこともこれにしっかりと書き込んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

吉岡議事課長

加えるようにいたします。

R5.9.15 議会デジタル化検討小委員会

大石委員	一応分かりましたと言いましたが、基本的には、追加の利用料みたいなもので今どこのキャリアも使い放題で1,000、2,000円とか、追加すれば契約できるはずなんですけど。基本的に公務で行く場合、情報も当然集約して一つのタブレットの中でメモしたりとか発信したりするわけですから、単純に駄目ということではなくて、もう少し工夫してみて、あるいはその場合、通信費用を追加で負担すればということのできるのであれば、そういう道ももう少し検討していただきたいと思えますけど、いかがですか。
吉岡議事課長	通信費のことですので個々の業者に確認しないといけませんので、ここでできるとはお返事ができかねますが、協議をしていきたいと考えております。
大石委員	使える方法をお願いします。
吉岡議事課長	業者に確認して、この中に結果を書き込むようにいたします。
西森(雅)副委員長	結果を書き込むということは、最終的には書き込んだものをこういう形でという了承を得るという形になるということですね。
吉岡議事課長	修正したものを各委員に配付させていただき、確認いただいた上で決定とさせていただきますと考えております。
土居委員長	その他ございませんでしょうか。
西森(雅)副委員長	訂正されたものを各委員に確認をして、そこで了承であれば決定ということになるということですか。それとも、また小委員会をもって事前にこういう形ということで配っていただいて、小委員会で最終案がこれでどうですかという形になっていくのかどうか。
吉岡議事課長	管理要領案の今後の進め方ですが、小委員会で御承認いただいたら、権限がございまして議会運営委員会本体に上げることを予定しております。議会運営委員会です承されたのをもって、議長が最終的に決定するという流れにしておりますので、もしよろしければ、修正したものをお返しして口頭で了承いただければ、議運で一気に了承いただくという形にすれば、時間的にもロスが少ないと考えております。そういう進め方をさせていただきたいと思っております。
土居委員長	委員長からですが、この資料2につきましては、今日御意見をいただいた文言を追加の上、再度配っていただいて、細かいところにつきましては正副委員長の文言整理、一任いただいて。また皆さんに見せるわけですね。
吉岡議事課長	そのように、もしよろしければ進めさせていただきたいと思えます。
西森(雅)副委員長	それか、修正を皆さんにお配りしてこれでオーケーということであれば、それを踏まえて文言等に関しては、正副委員長一任という形でいいのではないかと思います。

すけど、どうでしょう。

土居委員長

正副委員長一任で構いませんか。

(異議なし)

土居委員長

では、さよう決めます。

3. 議会運営システムの使用ルールの申合せ案について

土居委員長

それでは、次に参ります。タブレットの取扱いのルールなどについても、早急に決めておく必要があるとのことでございます。資料3、議会運営システムの使用ルールの申合せ案について、事務局に説明をさせます。

吉岡議事課長

議会運営システム使用ルールの申合せ、中身は、本会議場及び委員会室におけるタブレットの使用ルールでございます。こちらの本会議場、委員会室におけるタブレット使用ルールにつきましての申合せ事項ということで案を作成させていただいております。

現在、議運の申合せ事項として、特に本会議場へは、電子情報機器の持込みは一切認めないこととなっております。ペーパーレス会議、オンライン会議を進めるに当たり、タブレットの持込みは必須となりますため、今回その持込みに当たってのルール制定が必要と考え、案としてお示ししたものでございます。なお、情報機器の持込みなどは、従来から議運の申合せとして決定しておりますので、このルールにつきましても、議運申合せとして、議運で決定いただくことで御了承いただきたいと思っております。

現在の申合せ内容は、1番の四角囲みの中の④に記載のとおり、平成24年度に本会議への携帯電話、スマートフォン、パソコンなど電子機器の持込みは禁止する。平成25年9月に一般質問の際の電子機器の使用として、スクリーンを持ち込んだパワーポイントの使用や、iPadの使用は本人の申出により認めると申合せをしております。これらが現在の本会議における申合せ事項でございます。

次に、委員会における申合せとしましては、④後段にありますとおり、携帯電話、スマートフォン、パソコンについては、試行的に持込みを認めると申合せを行っております。

今回、既に申合せで認めているものは残しつつ、新たに配付したタブレットが会議において適切に使用されますよう、他県のルールなどを参考として、事務局で取りまとめたものでございます。

2が案でございます。(1)で持ち込める機器としまして、本会議へ持ち込めるのは、配付したタブレット及び従前から認めている一般質問の際に使用するとして、あらかじめ議運に申し出た機器のみとしております。

次に、委員会室へ持ち込める機器としましては、配付したタブレット及び審査に活用することを目的としたスマートフォン、タブレットとしております。配付したタブレットのみの使用で会議進行上問題はないと思われませんが、委員会においては私物のスマートフォンやタブレットに審査に必要なメモや情報を入れられている場合や、委員会の日程調整を行う際に御確認いただくことも想定されます

ことから、幅広に御活用いただけるようにしております。

次に、持ち込んだ機器の使用できる機能でございます。タブレットに使える機能はたくさんございますので、一般県民から不信感を持たれないよう使用できる機能の範囲を定めておく必要があると考えております。本会議中及び委員会で使える機能としまして、議案書など配布物を閲覧するためにペーパーレス会議システムの使用、会議において、現に議題となっている案件に関する情報の閲覧また、質問時の質問者が使用することを考え、質問時の質問原稿の表示、質問時のスクリーンへの投影。また委員会でも同様に、ペーパーレス会議システム、現に議題となっている情報の閲覧、そして準備を進めていますオンライン会議システムの機能を認めることではいかがかと考えております。そしてこれらに限ることで、本会議中や委員会中に、会議の録音や撮影はできないということとなります。

次にその他として、これは既に申合せにありますが、端末利用に当たっては音を消しておくなど、審議の妨げにならないようにしなければならないこととしております。そして最後、執行部も議員の皆様と同じく電子化を進めておりますので、執行部の使用についても議員と同様の扱いとしております。

本会議や委員会における使用ルールとしての申合せのたたき台とした案につきましては以上でございます。

土居委員長

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問等ございませんでしょうか。

大石委員

委員会室への持込みですけど、これまでパソコンも認められてましたけど、今回認めないということですか。

飯田政策調査課長

パソコンを認めないということではなく、タブレットというところで包括して考えておりましたので、こちらのほうも明記しておくようにいたします。

土居委員長

その他ありませんか。

それではこのことにつきましては、次回の小委員会で結論を得たいと考えておりますので、持ち帰って御検討いただき、会派としての御意見を集約しておいていただきますようお願いをいたします。

4. オンライン委員会の開催について

土居委員長

次に、危機に強い議会の実現として、大規模災害の発生、感染症の蔓延など、委員会を招集しようとする場所に参集することが困難な場合に、オンライン参加を可能とするため、委員会条例の一部改正をしておく必要があるとのことでございます。資料4、オンライン委員会の開催について、事務局に説明をさせます。

飯田政策調査課長

それでは6ページの資料4を御覧ください。オンライン委員会の開催について御説明させていただきます。

まず、1といたしまして、昨年度の小委員会で取りまとめられました議会デジタル化基本方針では、危機に強い議会の実現といたしまして、議会は議事堂に参集し議論を行うことで、初めてその機能が発揮されるが、新型コロナウイルス感

染症等の蔓延や、大規模災害の発生など、議事堂に参集することが難しい状況も想定しておく必要があることから、そうした場合でも、議会の機能が止まることがないように議会を目指すということとされました。そのための具体的な手段として、オンライン委員会を開催できる環境を整備していくこととなっております。

次に2といたしまして、オンライン委員会開催に必要な条例改正等について御説明いたします。これまで御承認いただいておりますスケジュールでは、まず12月定例会において、委員会条例を改正することとしております。高知県議会委員会条例一部改正案につきましては、次の7ページにお示ししておりますけれども、具体的な内容につきましてはこの6ページに書いてありますので、6ページの資料で御説明させていただきます。2の(1)といたしまして、委員会条例改正の主な内容につきましては、出席の特例としまして、大規模災害の発生、それから感染症の蔓延、そしてその他特別の事由によって委員会を招集しようとする場所に参集することが困難な委員があると認められるときには、オンラインによる方法によって、委員会に参加させることができるという規定にしようとするものでございます。あくまでも原則は委員会に参集しての開催ですが、定数が足りずに委員会が開催できないような状況となっても、議会の機能が止まらないように、例外として、限定的にオンラインの参加を認めようとするための規定でございます。また、委員長の許可を得てオンライン参加する委員は、出席とみなされるという規定にしております。この委員会条例の一部改正案につきましては、一度会派で御協議をいただきまして、次回の小委員会で、12月定例会での改正に向けて取りまとめていただければと考えております。この小委員会で改正案を御了承いただきますと、議会運営委員会でもまた御了承いただいて議運委員のメンバーで議員提案条例といたしまして提出していただくことを考えております。

次に、(2)といたしまして、条例が改正されました後は、オンライン委員会運営要領として、運営に関して必要な事項を定めていきたいと考えております。参考としまして、資料の8ページに栃木県の要領をお示ししてあります。第2条では、オンラインの出席事由といたしまして、オンライン出席が可能な事由を明確に規定していこうとしております。これにつきましては、高知県の基本方針が、議会の機能が止まることのない議会を目指すとされておりますので、現時点ではこの栃木県のような限定的な事由の書き方になるのかなと考えております。今後、オンライン参加を認める具体的な事情を拡大していこうとする場合には、御協議いただきまして、こちらのほうに明記していくことを考えております。ほかにも第3条といたしまして、オンライン出席するための手続でありますとか、第4条といたしまして、オンラインで出席される委員の責務、それから第5条といたしまして、委員長の出席をオンラインで認めるのかどうか、こういったことも御協議いただきながら定めていきたいと考えております。この栃木県の運営要領を参考といたしまして、今後高知県では具体的にどう規定していくのかにつきましても、会派の御意見をいただきたいと考えておりますので、会派に持ち帰りいただいて、御意見などいただければと思っております。

そのほかにも6ページの1番下(3)オンライン委員会実施マニュアルということで、具体的な機器の操作とか、そういったものも策定していく予定としております。

土居委員長	それでは、ただいまの説明について、御質問はございませんか。
大石委員	先ほどの議運で服装についての議論があったんですけども、この危機的状況ということでいうと、例えば地震災害のときとかも今の委員会の申合せがそのまま適用されるのか、それともオンラインに限ってはその限りではないのかというのは議論の必要はないですか。
飯田政策調査課長	先ほどの議運で議論されました服装についてということでしょうか。
大石委員	基本的に委員会ですから、オンラインでやる場合でも、今のままでは、通常の本会議と委員会の服装規定がそのまま適用されるということになると思うんですけども、それでいいのか。災害のときとかを想定しているわけですよね。そのままでいいんですけど、そこはこういうふうに条例としてつくっていくのであれば、触れておかなくてもいいのかどうかということを知りたいです。
飯田政策調査課長	この運営要領に、非常時の場合の服装の規定を加えておくことにつきまして、また会派のほうで御意見をいただければ。災害時はどうしても仕方がない状況があると思いますので、運営要領の例外的な取扱いというような考え方もあるかと思いますが、どのように明記していくかについても、事務局としても考えておきたいと思います。
西森(雅)副委員長	例えばですけども、委員長の許可を得た場合においては、という表現としておけば別に堅苦しい形のものではなくても。
金岡委員	先ほどの服装の問題についてですが、委員会は別と。
大石委員	委員会も一応決まってるじゃないですか軽装とか、一定申合せも。
金岡委員	上着とかなんとかないので。あと委員会の中では委員長の裁量ということによるんじゃないのかというふうに思います。
土居委員長	いずれにしましても1回持ち帰っていただいて、その辺も話していただいて。最終的には運営要領の中に盛り込んでいくというようなことで構いませんでしょうか。ほかにありませんでしょうか。 なければ1点私から、同じように、またずれるかもしれんけど、費用弁償、そんなこともまた問題になってくるんじゃないかと思いますので、事前にその辺の整理といいますか、想定できるいろんな課題については整理をさせていただきたいなというふうに思います。
福島総務課長	おっしゃるとおり費用弁償というのは、自宅とか、要は旅費が伴わない参加ということになりますので、非常に課題だと認識しております。他県の状況をまた確認させていただきまして、お知らせさせていただきます。

飯田政策調査課長 次回の小委員会では7ページの条例改正案について御決定をいただきたいと考えております。運営要領につきましては、もう少し時間を持って御協議をいただきながら決めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

土居委員長 1回持ち帰って協議いただくのは、委員会条例の一部改正案についてのところということですね。

飯田政策調査課長 はい。あわせて、参考としております運営要領もいろんな御意見があらうかと思っておりますので、少し検討を引き続きしながら、御検討いただきたいと思っております。

土居委員長 よろしいですか。では、このことにつきましては、持ち帰って御検討いただき、次回小委員会までに会派としての御意見を集約しておいていただきますようお願いをいたします。

5. その他

土居委員長 次にその他でございますが、事務局から現在議員に貸与されているノートパソコンの回収とタブレット端末の研修について説明があるとのことでした。

吉岡議事課長 2点お知らせをさせていただきます。
初めに、現在皆様にお渡ししておりますノートパソコンの回収についてでございます。これまで御説明してきましたとおり、現在のノートパソコンにつきましてはリースにより調達しております。このリース契約は、議員の皆様の任期に合わせて、4年ごとの契約で行っており、現在のノートパソコンにつきましても、今年の5月で契約が終了することとなっております。しかしながら、新たに貸与する情報端末をタブレットへ変更するということとなりましたため、移行期間をとりまして、現在はノートパソコンとタブレットの両方を貸与するという形になっております。この延長しているノートパソコンのリース期間が、9月議会定例会後の10月末までとなっております。リース会社に返却するため、パソコンを回収させていただきます。事務局での確認作業もございまして、回収を9月定例会閉会日の10月13日とし、この日に控室に回収にお伺いさせていただきます。このため、ノートパソコンの中にデータを保存されている場合は、それまでに取り出しておいていただきますようお願いいたします。なお、データの移行先としては、皆様に御利用いただいておりますGoogleワークスペースの個人フォルダが最も簡便と思われまして、ここに保存することで、データをすぐにタブレットで利用することもできますし、インターネット接続は必要となりますが、御自分でお持ちのパソコンでの利用も簡単にできますので御利用いただければと思います。回収させていただきましたノートパソコンについては、回収後すぐに内部のデータを全て消去いたしますので、復旧はできなくなります。このため、9月定例会閉会日までに必ずデータを移行していただき、回収に備えておいていただきますようお願いいたします。このことにつきましては、改めて議員全員に文書により周知させていただきますが、事前に会派内での周知をよろしくお願いいたします。

続きまして2点目でございます。ペーパーレス会議システムの操作研修についてでございます。8月には、タブレット全体の基本研修に多くの議員に御参加い

ただきまして、誠にありがとうございました。メールでもお知らせしましたが、ユーチューブで研修用動画を現在公開しておりますので、特に当日御参加いただけなかった議員の皆様にはノートパソコンなどを活用して御覧いただきますようお願いいたします。この基本研修に続きまして、本会議や委員会に導入しますペーパーレス会議システムの研修を9月定例会後、10月下旬から11月中旬に開催する予定としております。ペーパーレス会議は委員会などで使用してまいりますので、ぜひ皆様全員受講していただきたいと考えており、同じ内容で2回開催する予定としております。日程の調整をしていただき、ぜひいずれかに御出席いただきますようお願いいたします。日程調整のための資料を後日配付させていただきますので、御記入の上提出をお願いします。具体的に日程が決まりましたら、日程をお知らせしますとともに、改めて出欠確認をさせていただきますので、御協力よろしくをお願いいたします。

土居委員長

それではただいまの説明につきまして、御質問等ございませんでしょうか。確認ですけど10月13日に回収ということですので、それまでに、その備えをしてほしいということですね。

吉岡議事課長

そのとおりでございます。10月13日に回収しますとすぐにデータを消去します。その後、必要なデータがあったと言っても復旧は困難でございますので、ぜひそれまでに必要なデータは取り出しておいていただきますようお願いいたします。

西森(雅)副委員長

取り出しの方法とか、また教えていただくこともできるということでしょうか。

吉岡議事課長

もし御不明点ありましたら個別に御相談に応じますので、御連絡いただければと考えております。

土居委員長

向こうから連絡があるというか、文書でも通知をするということですし、どちらかと言うとプッシュ型で言ってあげないと。うっかりして言い忘れておられる議員もいるかもしれないので。その辺は手を足してあげていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。それでは、ほかにありませんでしょうか。

大石委員

2点ほどありまして、大変申し訳ないけどさっき了承したんですけど、5ページの使用ルールの申合せ案で、使用できる機能のところの上段から2つ目、会議において現に議題となっている事件に関する情報の閲覧という文言があるんですけども、「現に」と、これ基本的にもう性悪説で書いているから仕方ないのかもしれないけれども、「現に」というのは余りにも限定され過ぎる可能性もあるので「現に」を外してもらって、「会議において議題となっている事件に関する」ということにしていただけないかということが1点。

西森(雅)副委員長

これ持ち帰りよね。

